

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	児童手当に係る事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

庄原市は、児童手当に係る事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

広島県庄原市長

公表日

令和8年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する事務
③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)児童手当受給者ファイル(2)送付先情報ファイル(3)統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の81の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 ・番号法別表135の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の106,107,160,162 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の42,125,141,161
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部子育て応援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	庄原市健康福祉部子育て応援課 727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1192
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	庄原市健康福祉部子育て応援課 727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1192
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月19日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月19日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録・住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、ID及びパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。このような対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月24日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	しきい値基準日の変更
平成30年1月24日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	しきい値基準日の変更
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署	②課長 中原 博明	②課長 近藤 淳	事後	人事異動による変更
平成31年2月1日	Ⅳリスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正により様式が変更されたため
平成31年2月1日	評価実施機関における担当部署	②課長 近藤 淳	②課長	事後	
平成31年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成31年2月1日時点	事後	しきい値基準日の変更
平成31年2月1日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成31年2月1日時点	事後	しきい値基準日の変更
令和3年9月1日	I-4 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	法令改正に伴う変更
令和7年3月27日	I-1 ②事務の概要	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する事務	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する事務	事後	法令改正に伴う変更
令和7年3月27日	I-3個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の56の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表の81の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	事後	法令改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	I-4-②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の74、75の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の26、30、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第40	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の106,107 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の42,125,141,161	事後	法令改正に伴う変更
令和7年3月27日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	庄原市 総務部 総務課 727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1111	庄原市生活福祉部児童福祉課 727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1192	事後	再評価に伴う記載の修正
令和7年3月27日	I-9 規則第9条第2項の適用	—	—	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年3月27日	IIしきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和7年2月19日時点	事後	しきい値基準日の変更
令和7年3月27日	IIしきい値判断項目 2取扱者数いつの時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和7年2月19日時点	事後	しきい値基準日の変更
令和7年3月27日	IV-8 人手を介在させる作業	—	人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 十分である 判断の根拠 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録・住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更に伴う項目の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	最も優先度が高いと考えられる対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 対策は十分か【再掲】 十分である 判断の根拠 システムへのアクセスが可能な職員は、ID及びパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。このような対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和8年4月1日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表の81の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表の81の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 ・番号法別表135の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条	事後	物価高対応子育て応援手当支給事務による変更
令和8年4月1日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の106,107 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の42,125,141,161	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の106,107,160,162 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の42,125,141,161	事後	物価高対応子育て応援手当支給事務による変更
令和8年4月1日	I-5 評価実施機関における担当部署 ①部署	生活福祉部児童福祉課	健康福祉部子育て応援課	事後	組織機構の見直しに伴う課名変更
令和8年4月1日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	請求先 庄原市生活福祉部児童福祉課	請求先 庄原市健康福祉部子育て応援課	事後	組織機構の見直しに伴う課名変更
令和8年4月1日	I-8 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	庄原市生活福祉部児童福祉課	庄原市健康福祉部子育て応援課	事後	組織機構の見直しに伴う課名変更